

定 款

パシフィックシステム株式会社

定 款

昭和55年	8月14日	制定
昭和56年	3月17日	改訂
昭和58年	6月17日	改訂
昭和62年	8月25日	改訂
平成 元年	4月19日	改訂
平成 元年	8月25日	改訂
平成 6年	5月31日	改訂
平成 6年	8月26日	改訂
平成11年10月	1日	改訂
平成15年	6月23日	改訂
平成16年10月	25日	改訂
平成17年	4月25日	改訂
平成17年	6月20日	改訂
平成18年	6月26日	改訂
平成19年	1月15日	改訂
平成19年	6月25日	改訂
平成20年	6月18日	改訂
平成21年	6月19日	改訂
平成22年	6月18日	改訂
平成23年	6月17日	改訂
平成24年	6月22日	改訂
平成27年	6月19日	改訂
平成29年	6月23日	改訂
2022年	6月17日	改訂
2023年	3月1日	(附則の削除)

目 次

第 1 章 総 則

第 2 章 株 式

第 3 章 株 主 総 会

第 4 章 取締役および取締役会

第 5 章 監査役および監査役会

第 6 章 会 計 監 査 人

第 7 章 計 算

第 1 章 総 則

第 1 条（商 号）

当社は、パシフィックシステム株式会社と称し、英文では PACIFIC SYSTEMS CORPORATION と表示する。

第 2 条（目 的）

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （１）電子計算機およびその関連システムに関するソフトウェアの開発ならびに販売
- （２）電子計算機およびその関連システムによる各種情報処理ならびに受託処理
- （３）電子計算機およびその周辺装置に関するハードウェアの製造ならびに販売
- （４）計測機器・計量機器・制御機器およびその関連システムの製造ならびに販売
- （５）通信設備機器・放送設備機器およびその関連システムの製造・販売ならびに運営
- （６）視聴覚情報機器・教育研修機器およびその関連システムの製造ならびに販売
- （７）前各号に付帯する事業のコンサルティング
- （８）電子計算機およびその周辺機器のリース・レンタルおよび販売
- （９）電子計算機および周辺機器の中古品の買取、販売
- （１０）第 3 号乃至第 6 号に付帯するシステムの開発・設計・加工・工事・点検ならびに保守
- （１１）労働者派遣事業
- （１２）前各号に関連する一切の事業

第 3 条（本店の所在地）

当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。

第4条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第5条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、5,920,000株とする。

第6条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第7条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第9条（単元未満株式の売渡請求）

当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

第10条（基準日）

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第11条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料並びに株主の権利行使の手続は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

第13条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2.株主総会は、東京23区またはさいたま市において招集する。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2.当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2.会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2.株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役は、15名以内とする。

第20条（選任方法）

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2.取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3.取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（解任方法）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 22 条（任期）

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2.増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条（取締役会の設置）

当会社は、取締役会を置く。

第 24 条（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2.取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 25 条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 26 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2.取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 27 条（取締役会の決議方法等）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2.当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項につて異議を述べたときはこの限りでない。

第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

- 2.前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条（報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であったものを含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

第 32 条（監査役および監査役会の設置）

当会社は、監査役および監査役会を設置する。

第 33 条（員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 34 条（選任方法）

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 35 条（補欠監査役の予選の効力）

補欠監査役の予選の効力は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

第 36 条（任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 37 条（常勤の監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第 38 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 39 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 40 条（監査役会の議事録）

監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役はこれに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 41 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 42 条（報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 43 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であったものを含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- 2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

第 44 条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第 45 条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 46 条（任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2.会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 47 条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 48 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第 49 条（剰余金の配当）

剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し行う。

- 2.前項に定める場合のほか、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。
- 3.取締役会決議をもって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。

第 50 条（中間配当）

当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第 51 条（剰余金の配当等の除斥期間等）

剰余金の配当および中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 剰余金の配当および中間配当には利息を付けない。